

別表十七(三)の六付表

令五・四・一以後終了事業年度分

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象所得税額等相当額の計算に関する明細書

事年	業度	：	：	法人名			
外 国 関 係 会 社 の 名 称	1			適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の二)「26」)	6		
本 事 店 務 又 所 は の 主 所 た 在 る	国 名 又 は 地 域 名	2		子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	7		
	所 在 地	3		控 除 対 象 配 当 等 の 額	8		
事 業 年 度	4	：	：	調 整 適 用 対 象 金 額 (6) + (7) + (8)	9		
所 得 税 等 の 額	5		円	課 税 対 象 金 額 (別表十七(三の二)「28」)	10		
				(10) (9)	11		
				(5) × (11)	12		
外 所 国 得 金 稅 融 額 等 会 社 等 以 外 の 部 分 对 象 外 国 関 係 会 社 に 係 る 控 除 对 象	特 は に た 定 对 賽 場 外 象 当 合 国 外 す る 関 係 關 も 会 係 の 社 會 と 又 社 し	適 用 対 象 金 額 (49)	13	外 国 金 融 子 会 社 等 に 係 る 控 除 对 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 計 算	特 は に た 定 对 賽 場 外 象 当 合 国 外 す る 関 係 關 も 会 係 の 社 會 と 又 社 し	適 用 対 象 金 額 (49)	22
		子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	14		子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	23	
		控 除 対 象 配 当 等 の 額	15		控 除 対 象 配 当 等 の 額	24	
		調 整 適 用 対 象 金 額 (13) + (14) + (15)	16		調 整 適 用 対 象 金 額 (22) + (23) + (24)	25	
		部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「7」)	17		金 融 子 会 社 等 部 分 適 用 対 象 金 額 (別表十七(三の四)「9」)	26	
		部 分 課 税 対 象 金 額 (別表十七(三の三)「9」)	18		金 融 子 会 社 等 部 分 課 税 対 象 金 額 (別表十七(三の四)「11」)	27	
		(18) ≤ (16) の 場 合 $\frac{(18)}{(16)}$	19		(27) ≤ (25) の 場 合 $\frac{(27)}{(25)}$	28	
		(18) > (16) の 場 合 $\frac{(18)}{(17)}$	20		(27) > (25) の 場 合 $\frac{(27)}{(26)}$	29	
		(5) × ((19) 又は (20))	21	円	(5) × ((28) 又は (29))	30	
		控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (12)、(21) 又は (30)	31		円		
		特 定 外 国 関 係 会 社 又 は 対 象 外 国 関 係 会 社 に 該 当 す る も の と し た 場 合 の 適 用 対 象 金 額 の 計 算					
所 得 計 算 上 の 適 用 法 令	32	本邦法令・外国法令		控 除 対 象 配 当 等 の 額	41		
当 期 の 利 益 若 し く は 欠 損 の 額 又 は 所 得 金 額	33		減 算		42		
加 算	損 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 所 得 税 の 額	34			43		
		35		小 計	44		
		36		基 準 所 得 金 額 (33) + (38) - (44)	45		
		37		繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	46		
	小 計	38		当 期 中 に 納 付 す る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額	47		
減 算	益 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 所 得 税 の 還 付 額	39		当 期 中 に 還 付 を 受 け す る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額	48		
	子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額	40		適 用 対 象 金 額 (45) - (46) - (47) + (48)	49		